

県内市町（指定都市を除く）における令和6年度決算に基づく健全化判断比率等（速報）

1 健全化判断比率 (単位：％)

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	早期健全化基準 財政再生基準	財政規模に応じて 11.25%～15%	財政規模に応じて 16.25%～20%	25.0	350.0 (指定都市400.0)
		20.00	30.00	35.0	
沼津市				4.2	17.9
熱海市				4.3	—
三島市				6.5	28.1
富士宮市				3.6	—
伊東市				6.5	—
島田市				5.7	7.0
富士市				4.8	59.8
磐田市				0.4	0.4
焼津市				5.7	—
掛川市				7.9	14.1
藤枝市				4.7	—
御殿場市				10.3	21.3
袋井市				4.9	62.7
下田市				7.0	50.8
裾野市				11.6	20.7
湖西市				5.3	15.1
伊豆市				6.7	68.6
御前崎市				2.2	—
菊川市				8.1	—
伊豆の国市				7.2	17.0
牧之原市				6.0	—
東伊豆町				7.3	11.1
河津町				5.7	—
南伊豆町				6.9	—
松崎町				5.5	—
西伊豆町				4.4	—
函南町				5.2	28.3
清水町				6.1	18.4
長泉町				3.4	13.0
小山町				10.5	51.2
吉田町				10.3	14.5
川根本町				2.4	—
森町				12.8	30.4
加重平均		—	—	5.5	11.5

※将来負担比率は、算定上マイナスとなる場合（充当可能財源≧将来負担額の場合）は、「—」と表示する

2 資金不足比率（経営健全化基準：20%以上）

いずれの地方公営企業（全113会計）も資金不足額がないため、資金不足比率はない

<参考> 指定都市の状況 ※静岡市・浜松市は、法律上、県に対して報告義務がないため、参考掲載

1 健全化判断比率 (単位：％)

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
静岡市				5.9	30.9
浜松市				3.3	—

2 資金不足比率

いずれの地方公営企業（全11会計）も資金不足額がないため、資金不足比率はない